

## 事業所等で従業員が陽性者になった場合の対応について

大分県では、新型コロナウイルス感染症の感染が高い水準で継続して発生していることから、一時的な対応として、保健所における調査は重症化リスクの高い方やハイリスク施設（入院医療機関、高齢者障害児者等入所施設）を優先的に行っています。

事業所等で感染者が発生した場合は、原則、保健所による積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は行いません。

事業者の皆様においては、引き続き感染対策の徹底をしていただくとともに、以下のご対応をお願いいたします。なお、実施にあたって保健所への報告は不要です。

事業所等で陽性者が出た場合、以下の①～④に沿って、事業所内での陽性者との接触状況を確認して対応してください。

- ① 陽性者が感染力を持っている期間を確認してください。
  - ・ 陽性者が有症状（発熱、咳、倦怠感など）の場合は、発症日の2日前から。
  - ・ 陽性者が無症状の場合は、検査のために検体採取した日の2日前から。
- ② 陽性者が感染力を持っている期間に陽性者の出勤があったか確認してください。
  - ・ 出勤が無かった場合は、事業所で感染が広まる可能性は低いです。引き続き感染対策の徹底をして事業を継続してください。
  - ・ 出勤があった場合は③以下へ進んでください。
- ③ 陽性者と接触があった従業員がいないか確認してください。
  - ・ 陽性者と接触のあった従業員がいない場合は、引き続き事業所内での感染対策を徹底し、念のため陽性者の最終出勤日から7日間は事業所内で症状のある人がいないか確認してください。症状のある従業員がいる場合は、速やかに医療機関を受診するよう促してください。
  - ・ 接触のあった従業員がいた場合は、出勤を含む外出を制限する必要はありませんが、一定の期間（目安として7日間）は高齢者や持病のある方との接触、医療機関や高齢者施設等への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加など感染リスクの高い行動を控えるよう周知してください。
- ④ 陽性者が感染力を持っている期間に、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わず飲食を共にすることがあった従業員がいないか確認してください。
  - ・ 該当者がいた場合は、一定期間（例えば5日間の自宅待機に加えて自主的に検査など）の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとるよう促してください。